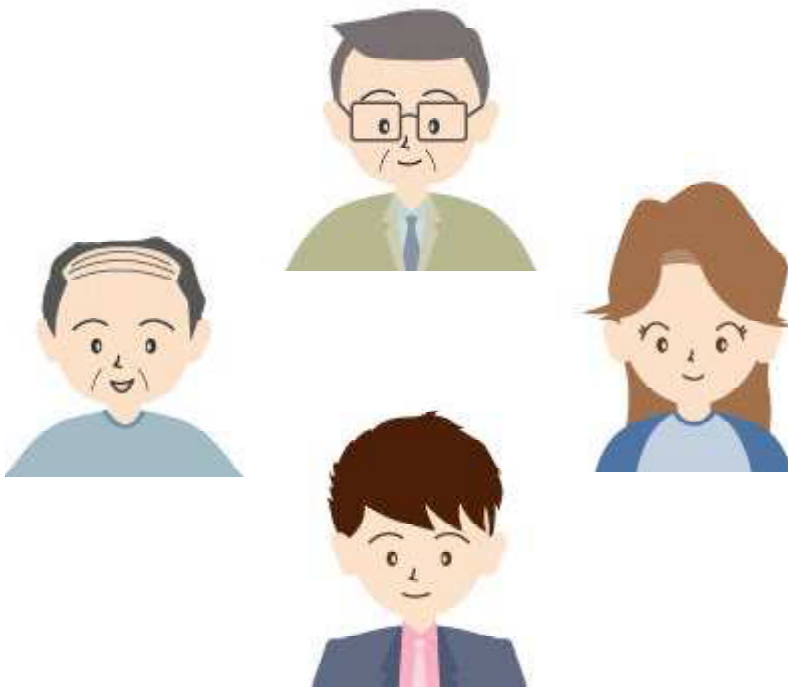


憲法座談会

みんなで考える
自民党改憲草案の危険



目次

発行にあたって

1. 「自民党憲法改正草案」は憲法ではない
 2. 憲法は古いから変えなければならないか
 3. 「押しつけ憲法」でなぜ悪い？
 4. 押しつけだから無効だとすればどうなる？
 5. 憲法は私たちの生活とどうかかわっているの？
 6. 憲法があれば足りるか
 7. 自民党改憲草案の4つのポイント
 8. 人権の根幹――天賦人権説を覆すことはできない
 9. 「公共の福祉」から「公益と公の秩序」へ
 10. 国民は国のやることに反対してはいけないのか
 11. 「憲法は国家権力を縛る規範」とは
 12. 「新しい人権」条文化の危険
 13. 家族は助け合わなければならないか
 14. 「天皇の元首化」はどう問題か？
 15. 攻められたら防衛しなければならないので国防軍は必要？
 16. 憲法9条を変え「自衛隊」を規定すべきか
 17. 沖縄米軍基地は日本を守るためにあるのか
 18. 「緊急事態条項」は必要か
 19. 戒厳令になるとどんなことが起こるか
 20. 「護憲」運動は保守か、改憲は「改革」か
(補) 改憲を目指す人たち
- 付：現行の日本国憲法と自民党改憲草案の比較（抜粋）

リーフレット
「憲法座談会 みんなで考える自民党改憲草案の危険」
2016年9月1日
発行：リブ・イン・ピース☆9+25
TEL 090-5094-9483（事務局 大阪）
E-mail liveinpeace_heiwa@yahoo.co.jp
<http://www.liveinpeace925.com/>

発行にあたって

7月10日の参院選の結果、衆参両院でいわゆる「改憲勢力」が三分の二超をとり、国会勢力だけをみれば改憲発議が可能な状況が生まれました。

世論調査では「改憲する必要がない」「9条を変えるべきでない」が多数を占めますが、多くの人々が未だ憲法を差し迫った身近なものと感じておらず、政府やメディアの宣伝いかんによっては、容易に逆転されてしまう危険性もあります。

自民党は2012年に日本国憲法改正草案を作りました。安倍首相はこれに基づいて改憲項目を作っていくと表明しています。自民党の改憲案は国を縛る憲法の性格を180度変え、平和主義・国民主権・基本的人権の尊重からなる憲法三原則をことごとく覆すものです。安倍政権は何度も改憲を繰り返して国民を「改憲馴れ」させ、行き着く先として自民党改憲草案実現を目指しているのです。

憲法とは国家権力を持った者が好き勝手なことをしないように作られる最高法規＝「国家権力を縛る規範」です。権力への縛りを解き国民に遵守義務を負わせるような憲法など世界中どこにもありません。それは憲法ではありません。

私たちは、現行憲法を変えて自民党改憲案が実現するときの危険を、市民の声として、普段の会話形式の「座談会」としてまとめてみました。

2016年9月1日

リブ・イン・ピース☆9+25

座談会参加者

(全員が憲法を守りたいという熱い思いがある)

- 司会者(憲法問題に強い関心がある)
- 憲法学者(52歳)
- 高校社会科教員(58歳 時事情勢などに詳しい 日の丸君が代不起立)
- 二児の母(42歳。 夫(45歳) 高校2年娘 小学6年息子の4人家族)
- 会社員(33歳 中小企業の正社員男性 独身 両親と同居)

1. 「自民党憲法改正草案」は憲法ではない

同会：2012年に「自民党憲法改正草案」というとんでもないものが出ました。安倍政権はこれをベースに改憲議論を進めていこうとしています。まず現行憲法とどう違うのかを伺いたいと思います？

憲法学者：違いも何も、憲法のとらえ方が根本的に違います。一言で言って**自民党案は憲法ではありません**。憲法とは国家権力を持った者が好き勝手なことをしないように作られる最高法規＝**「国家権力を縛る規範」**です。これは、歴史が形成した揺るがすことのできない近代国家の原則です。改憲案はこの原則に背き、国民に遵守義務を負わせていますが、世界中どこを捜しても、**国民を縛る憲法などありません**。

二児の母：元大阪市長の橋下さんや安倍首相は「選挙で選ばれたら何をやってもいい」みたいなことを言ってますよね。

憲法学者：独裁者の常套句です。選挙で圧倒的多数で選ばれようと、どれだけ人気があろうと憲法には従わなければならない。**国家権力を縛る法規がなくなったら権力が暴走してしまいます**。

社会科教員：それだけではありません。国会に与党側参考人として出席して「集団的自衛権は違憲」と証言した小林節氏は『憲法改正の真実』の中で、自民党憲法会議に出席した時「憲法は国を縛る規範」といったところ、ある自民党議員に「私はそういう憲法観をとりません」と反論され驚愕したというのです。子どもが「僕はそんなこと聞いてないぞ」と駄々をこねているならいざ知らず、**国政を担う議員たちが憲法のイロハを知らずに憲法草案を作った**というのが信じがたいことなのです。

同会：自民党改憲案ってどういう人がつくっているのですか。

社会科教員：自民党憲法改正推進本部**起草委員会の事務局長**が磯崎陽輔氏です。この人は内閣総理大臣補佐官でもありましたが、国会答弁で「**法的安定性に関係ない**」と言って大問題になった人です。この発言は「時の政権が憲法や法律を勝ってに解釈してもいい」という意味で、**立憲主義を否定するもの**です。また、**委員長**の中谷元氏は防衛大臣当時、「**憲法を法律に従わせる**」と発言して大問題になりました。いずれも発言を撤回しましたが、そういう人たちがこの憲法草案の起草者のトップにいるのです。

憲法学者：国家――天皇・政府・議会・裁判所などすべての国家機関が守るべき法規が**憲法**です（第99条）。逸脱することは許されません。

2. 憲法は古いから変えなければならないか

国会：自民党は改憲理由に「71年前に作られた憲法は古い」を挙げます。

会社員：どうしようもない理由ですね。古くてもいいものはいい。

憲法学者：全くそのとおりです。ただ「古いから変えたい」というのは、イメージ的に受け入れられ易いので、基本的な反論をしておきましょう。

たしかに諸外国でも改憲が行われていますが、憲法の根本原則を覆すような改憲は行われていません。たとえばドイツでは59回、米国では6回改憲が行われていますが、いずれも現行憲法を補強する修正など、**憲法の原則を変える修正は一度も行われていません**。つまり古い骨格は残している。それどころか、フランス現行憲法は200年以上も前の「フランス人権宣言」を人権規定として維持しています。まさに「古くてもいいものはいい」「古いからこそいい」です。しかし自民党がやろうとしているのは、「**国が憲法に従うべき**」という性格を根本的に転換してしまうものです。

会社員：僕も改憲案を読みましたが、前文では、日本がやった戦争への反省がすっぱり抜けて、日本人は経済成長してエライ、日本人は日本を愛し伝統を受け継いで行かなければならない、国民は国家を守る責務があるなどと書いてあります。日本独善主義のこんな憲法絶対に認められないです。いまのような日本を愛せるはずがない。愛してほしかったら愛せるような政治をしろといいたい。

憲法学者：自民党改憲案では「民主国家」である日本を「天皇を元首として頂く」**天皇制国家**にし、**国民主権や基本的人権の尊重を単なる名目上のものとし、戦争放棄を全く否定する内容**になっています。

二児の母：学校で習った「憲法3原則」の否定ですよ。

高校教員：こんな改憲はいわば「合法的」クーデタともいえるもので、憲法の根本精神に反する改憲です。正確には「改憲」ではなく新憲法制定です。いやそもそも憲法とは呼べないものだ。

二児の母：「古くてもいいものはいい」に戻ると、私は、**71年間改憲されなかったのは、憲法が先進的だったからだ**と思います。「国民の不断の努力によって」（憲法第12条）守られてきたんですよ。

社会科教員：そのとおりです。憲法の諸規定を骨抜きにしようとした歴代保守政府に抗して、国民が平和的・民主的条項を守りそれを実現させるよう闘ってきたんです。

3. 「押しつけ憲法」でなぜ悪い？

同会：もう一つ持ち出される根拠として「押しつけ憲法論」があります。

二児の母：私は「押しつけ」であろうとなんだろうと、みんなが納得しているならいいじゃないかと思うんです。

会社員：僕もそう思います。世論調査でも半数以上が「変えなくてもいい」といっているし、9条だとたしか7割以上が改憲に反対です。国民の中から「押しつけだからイヤ、古いからイヤ」なんて声は上がっていません。

憲法学者：そうですね。ただこれもしつこく改憲派の人が煽っていて、そうこうするうちに世論が「押しつけなら変えた方がいいかな」となってくる危険があるので、基本的なところを反論しておく必要があります。

「押しつけ憲法論」とは憲法はGHQに押しつけられたので、日本人の手で作ってとり戻さなければならないというものです。これについては確かにGHQが原案を作って、幣原内閣に押しつけたというのは、そこまでは正しいと思います。当時の日本政府に「民主憲法」をつくる能力も気概もありませんでした。1946年2月1日の「毎日新聞」ですつば抜かれた政府の松本烝治案は大日本帝国の維持と天皇制の統治権の総攬権の擁護でした。GHQは驚いて急遽、米国の法律・経済・社会学の優秀なエキスパートを集めてわずか9日間で憲法原案を作ったのです。日本の女性の無権利状態に心を痛め24条を起草したベアテ・シロタさんは当時の起草委員会の雰囲気や次のように伝えています「法学部の大学院で選りすぐったプロフェッサーを集めて、憲法に関して討議をしているといった感じだ」。

二児の母：それと鈴木安蔵の民間草案や五日市憲法など先進的な憲法が自由民権運動の流れを受けて日本人の中からも出てきたというのも無視してはいけないと思います。『日本の青い空』という映画で見ました。

社会科教員：さらに1946年の夏の国会で憲法案が集中議論され、多くの点で修正・追加され承認されています。余談ですが、明治憲法こそ天皇が国民に押し付けた憲法です。自由民権運動に迫られて作成されたものの、議会で審議されたこともありません。またマッカーサーは極東委員会の指示を受けて、憲法公布の翌年に「憲法改正」の可能性を提案しましたが、吉田内閣は拒否しました。昭和天皇もマッカーサーとの会見（第3回）において、憲法制定に感謝の意を表しています。憲法によって天皇の地位が確定し、天皇が東京裁判に訴追される可能性が全くなくなったからです。

4. 押しつけだから無効だとすればどうなる？

同会：外国軍の占領中に作られた憲法は無効であるというのが、世界的常識ではありませんか。

憲法学者：そのような常識はありません。なるほどフランス 1946 年憲法（現在は 1958 年憲法）は外国軍の占領中には憲法を改正してはいけない旨を規定しています（第 94 条）。それは、フランスがナチス・ドイツに占領され、その傀儡政権であるビシー政権が作ったすべての法律は無効であるという意味でした。ドイツでは米英仏の占領下でボン基本法が制定されましたが（1949 年）、現在でもボン基本法は憲法の役割を果たしています。

同会：仮に占領下で作られた憲法が無効であるとすればどうなりますか。

憲法学者：憲法発効1947年5月3日以来現在に至るまで憲法に基づいて作られた全法律は無効となるでしょう。もちろん安倍内閣を含め歴代内閣も国会も存在根拠を無くします。

会社員：それは愉快だ。安倍政権は無効だ。

憲法学者：しかしそうすると今も生きている憲法は大日本帝国憲法ということになります。でもそれはあながち外れてもいないんです。「日本会議」など改憲を望む人たちが言っているのは新しい時代にふさわしい憲法を！というわけではありません。「戦後民主主義が悪かったから戦前の日本に戻せ」「大日本帝国憲法が理想」というのです。

社会科教員：占領下に作られた憲法を否定するということは、それをもたらした日本の敗戦、ポツダム宣言の受諾、降伏文書の調印、サンフランシスコ講和条約も含め、すべてを否定することになります。つまり、「押しつけ憲法」と批判することは、日本が行った侵略戦争と敗戦の事実全体、戦中・戦後の歴史全体を否定して開き直すことを意味することになります。絶対に認められません。

象徴天皇制と取り引きされた戦争放棄

GHQが憲法草案作成を急いだのは、松本案では日本国憲法について最高決定権を持つ極東委員会（米・英・仏・ソ・中・豪・ニュージーランド等、特に後二者は強硬な天皇制廃止論）の承認が得られえないと考えたからです。

日本政府は最初、このGHQ案に強硬に反対しました。しかし、GHQが、天皇制を残すためには日本が戦争放棄を明確にして、民主的な憲法を作らなければならない、それでなければ極東委員会は、天皇制を廃止した憲法を作る、と説得したため、日本政府も納得し、それ以後は、GHQと日本政府とは二人三脚を組んで、極東委員会とは対抗しながら、GHQ案を押し進めました。

5. 憲法は私たちの生活とどうかかわっているの？

同会：そもそも私たちの暮らしは憲法とどのように関わっていますか。

憲法学者：憲法は日々の生活から遠い話、憲法どころでないという話はよく聞きますが、私たちの暮らしは憲法なしには考えられません。

まず日本が軍隊をもったり戦争をしかけたり戦争に協力したりできない。これは9条があるからです。国民が戦争に協力させられることもない。少なからぬ国に徴兵制がありますが日本にはありません。

二児の母：私が憲法を守りたいと思うのは、息子や子どもたちが戦争にかり出されるなんて絶対にイヤだからです。息子は野球に夢中ですが、戦中は高校野球も中断され多くの球児が戦死しました。繰り返してほしくない。

憲法学者：息子さんの話がでましたが、子どもが学齢期になると市町村から入学のための案内が届きます。小中学校の教科書は無償です。当たり前のように、憲法で教育の義務が書かれているからなんですね。

会社員：アニメの作成や本の出版など自由にできます。僕もアニメの同人誌つくってます。

社会科教員：ところが安倍政権は、政府の政策に批判的なメディアに報道規制をかけてきている。憲法上大問題です。

会社員：過激な猥褻・暴力・差別など人権を侵害するような内容は規制されて当然だと思うけど、政治についての報道規制はあり得ないと思う。僕の後輩で戦争法反対のデモを申請してやった子がいます。いろいろ面倒だったみたいだけど、デモやっただけで逮捕されたりすることはない。

社会科教員：そうですね。昔は大逆罪などがありました。大日本帝国憲法の下では、表現の自由など基本的人権は存在せず、「天皇が与えた」臣民の権利だけが恩恵的に認められていたにすぎません。今政府を批判したり天皇を批判したりしても出版できないということはありません。労働者は組合を結成し会社と対等に交渉する権利が認められています。

二児の母：働けず生活が困難になれば、十分とは言えませんが生活保護を受給できます。結婚は二人の気持ちがあれば自由に結婚できます。

憲法学者：万人に裁判を受ける権利があり、それなしに刑罰を課せられることはありません。

今話にてたことは空気のように「あるのが当たり前」のように思えるかも知れませんが、憲法で守られた結果なのです。

6. 憲法があれば足りるか

同会：たしかに憲法は私たちの日常と深く関わっています。

憲法学者：そうです。でも憲法で保障されているというだけで、これで十分というわけではありません。平和に生存する権利、教育を受ける権利、思想信条の自由、表現の自由、労働する権利、生存権などが、本当に全国民に保障されていると言えるでしょうか。

会社員：僕たちには働く権利がないじゃないかといいたいです。働く権利がないと、住む権利、生活する権利も結婚する権利も奪われているに等しいんです。

二児の母：この前、テレビで母娘でネットカフェに1年以上住んでいるという話があつて衝撃でした。私には小学6年の息子と高校2年の娘がいますが、大学の入学金と学費がメチャメチャ高く、大学に行こうと思つても簡単にはいけません。国立でも初年度納付金が約80万円、私立では約140万円。息子は来年中学入学ですが、制服代・体操服代、学用品代で10万円はかかります。近頃はサッカーや野球など習い事をするのがあたりまえですが、母子家庭で子どもにあきらめさせている家庭もあります。子どもが熱を出したときの医療費、おばあちゃんの介護費とか負担は大変です。

社会科教員：話は変わりますが、テレビや新聞はスポンサーを配慮して政府批判や天皇批判をおさえる傾向があります。デモに行けば、違憲の公安条例でしばしば規制を弾圧を受けます。拘置所での取り調べて事実上の拷問によるウソの「自白」の強要などが日常的に行われているのです。つまり憲法では原理的な権利は保障されているけれど、これらの原理や最低限度は自動的に実現しません。

二児の母：私も高校の時先生から、国民の世論や運動によって初めて、憲法に規定された権利が実現してきたと習いました。たとえば、男女平等にしても、私が就職したころまでは男女の賃金格差や就職差別が公然と認められていました。もちろん今無くなったわけではありませんが。義務教育の教科書無償化も60年代に実現されました。憲法は権利を実現させる大きな拠り所となってきたけれど、国民が自覚しないと奪われてしまいます。

社会科教員：だから日本国憲法は古くなったところか、憲法の条項に基づいて今も実現すべき課題がたくさんあると思います。だからこそ、権利の根本を定めている憲法を守って徹底するよう求めなければなりません。

7. 自民党改憲草案の4つのポイント

国会：自民党改憲草案の具体的中身に移りましょう。自民党は改憲をしてどうしようとしているのですか。自民党の改憲の目的は何ですか。

憲法学者：先ほども言ったように、**価値観・原理が全く違う憲法**です。国民主権を骨抜きにする天皇元首国家＝君主が元首の国家、人権よりも国家を守る義務が最優先、平和主義ではなく軍隊をもって自由に戦争できる、そのような憲法です。自民党改憲案は全面にわたっていますが、特に危険な4点を問題にしたいと思います。

第一に 軍隊を保有する 戦争できる。(戦争放棄の否定)

第二に 人権より「公益」が大事。(基本的人権の否定)

第三に 天皇を元首にして国旗・国歌尊重を義務化。(国民主権の否定)

第四に 緊急事態条項で人権停止、首相独裁。(憲法自体の否定)

社会科教員：すでに現憲法のもとで安倍政権は、教育を受ける権利や医療・介護を受ける権利、老後の暮らしのために年金で最低限の生活をする権利、労働する権利などを次々と切り縮め、戦争する国づくり、大資本や国策最優先の政策を続けています。憲法前文に明記された「平和のもとに生きる権利」を奪っているといってもいいでしょう。

安倍政権は「戦後民主主義」というものに憎悪を抱き、国民を黙らせる必要があると思っています。こういった政策をさらにすすめるためには、今の憲法には権利が多すぎる、国民がつけあがる、権利・権利と言って義務を果たさない、政策が縛られて好きなことができない、だから憲法をかえてしまおうと思っているのです。

二児の母：息子を戦争に行かせたくないとか、ちゃんと働きたいとか、大学に行きたいとか、つけあがっているんでしょうか。生命をはぐくむ海や豊かな森の自然を守りたいとか言うのはわがままなんじゃないでしょうか。放射能の危険のない公園で子どもを思いっきり遊ばせたいと思うのは、ぜいたくなんじゃないでしょうか。

もしそうだとしたら、国民がそういうことを我慢して何をしろというのでしょうか。

※日本国憲法改正草案Q&A（増補版）（自民党憲法改正推進本部）

<http://constitution.jimin.jp/faq/>

8. 人権の根幹――天賦人権説を覆すことはできない

国会：自民党改憲案は「天賦人権説」を否定していると言われています。

憲法学者：憲法は 12 条で「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」とし 13 条で「個人として尊重」され、あらゆる人が「生命、自由及び幸福追求」の権利をもつと規定されています。

ここには人間が生きていく価値が示されています。「天賦人権説」とは難しいことではありません。人が生まれながら、つまり人が生まれたからには、その人の生命を奪うことは許されない、自由に生きていい、幸せになる権利がある、という極めて単純な真理です。生命、自由、幸福追求は一体のものです。社会の役に立っているかとか、どこの国、地方、家の出身とか、そういうことで命の重みが違うということはない、みんな幸せになることを我慢しなくていいというのがこの意味なのです。（幸福追求権の憲法学的解釈については[11]を参照のこと）

社会科教員：この原理は日本国憲法だけでなく、「人類の多年にわたる努力の成果」（憲法第 97 条）、つまり 17 ～ 20 世紀にかけて世界中で闘いとられた、人類の歩みの中に位置づけられる歴史的権利なのです。

会社員：でも実際人は生まれながらに平等じゃありません。「貧困連鎖」というように、生まれによってその人の人生が変わってくる。僕はたまたま正社員だけど、非正規で年収 150 万円で健康保険も年金も入ってない奴とか、有利子の奨学金の残高が 500 万円もあって必死で返している。結婚して子どもをつくるなんて夢のまた夢。贅沢どころか「普通の生活」ができなくなっているんです。「一億総活躍」なんてウソじゃないですか。

二児の母：生きる権利というとき真っ先に浮かぶのが、病気になったらすぐに病院に行けるかということです。病気になっても我慢したり、お金の関係で治療を途中で止めてしまう人が最近増えています。風邪でちょっと検査して薬をもらうだけで何千円かかるので、私でも病院行くの我慢しようかなと思います。でも取り返しが付かないことになるかもしれない。

会社員：それはおかしい。だれもが生きる権利をもっている、安心して暮らしたい、幸せになる権利をもっている、もしそうないないならそれはその人のせいではなく、国と社会のほうがおかしい。

憲法学者：今の憲法には、おかしい政治や社会は変えていかなければならないと思えるようなすぐれた条文がちりばめられています。

9. 「公共の福祉」から「公益と公の秩序」へ

国会：基本的人権との関係で「公共の福祉に反しない限り」が「公益と公の秩序に反しない限り」になり、頻繁に「公益」という言葉が出てきます。

憲法学者：「公共の福祉に反しない」というのは「他人の人権を傷つけない」という意味です。「社会秩序」や「多数の利益」などという意味はありません。ところが「公益と公の秩序に反しない限り」は全く違う意味になります。現在の日本では「公益」とは「国益」という名の大資本の利益や中央政府の政策をさします。政府の政策に反対する人は「公の秩序を乱す者」と言われます。

社会科教員：身近な例で行けば、国の財政が赤字なので、社会保障を減らしたいとか、税金を上げたいとか。とにかく国が最優先。

二児の母：だったら、働けない人や障がいを負った人、重い病気の人などは「社会のお荷物」のように扱われ「生きていても仕方がない」「むしろ死んだ方が国のため」という偏った考え方がでてきてしまいます。

憲法学者：自民党改憲案は「社会に役立たない人間は生きていても仕方がない」という価値観に行き着きます。そして自民党の言う社会とは効率と競争、生産性優先、利益追求が最優先される資本主義社会の価値観なのです。これはヒトラーのユダヤ人や障がい者の撲滅の思想と同様です。

社会科教員：天賦人権説を否定する理由として自民党 Q&A では「人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統」に合うものとしています。

会社員：「我が国の伝統にあった人権」って何ですか。

社会科教員：「自由および権利には責任および義務が伴う事を自覚し、常に公益および公の秩序に反しない」そのような権利です。「義務を果たさないものには権利はない」「国家があつての国民」という考えです。人は生まれただけでは価値がない、責任を果たさなければ、社会に役立たなければ価値がないんです。

会社員：でもだれが社会に役立つかどうかを決めるんでしょう。そもそも社会にはいろいろな利害対立があります。安倍晋三は役に立ってますか。

憲法学者：自民党改憲案は13条で「個人として尊重する」から「人として尊重する」に変えられます。名前のある「個人」から「人」にかえるのは、個々の人格を否定し国に仕えるコマ・人材として扱うことです。人材として国に役立たない者は価値がないとされるのです。

10. 国民は国のやることに反対してはいけないのか

憲法学者：「公共の福祉」から「公益と公の秩序」に転換する危険について、「国策」＝公益と住民の意見が対立し反対運動が起こっている場合など、現行憲法で当然のものとして認められている「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」も認められないとなっています。

社会科教員：これは大変な内容ですね。結局、基地建設や原発推進や公共事業などの国策が「公益」とされてしまいます。戦争が「お国のため」ということで強制的に協力させられます。例えば「基地建設に反対する会」などの結社、その趣旨のビラ、本の出版なども認められなくなります。

沖縄県・高江米軍ヘリパッド建設のため全国から機動隊が導入されて住民が排除されていますが、あの弾圧が公益なんですか。

国策に反対する、協力を拒否する権利を国民はもっているはずですが、国策に反対するのは非国民なのですか。

憲法学者：公益論でもっと恐ろしいことは、戦前の治安維持法と同様の弾圧法が予定されていることです。自民党案の第 21 条には「公益および公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることみとめられない」とあります。これは、実際に「公益」「公の秩序」が害されなくても、それを「目的とした活動」や「結社」を作れば罰するというものです。この論理は、治安維持法が、「国体を変革し又は私有財産を否認することを目的とする結社」を組織すること又はこれに加入すること、これらについて協議することを犯罪としたのとまったく同じです。つまり、実際に国体を変革せずとも、私有財産を否認する行為を行わなくても、協議するだけでも犯罪になるのです。改憲案が Q&A で言い訳がましく、「反国家的行動の取り締り目的ではない」と言っているところに、この本質があります。現に、今準備されているテロ等準備罪（共謀罪法）こそ、まさしく新版治安維持法にほかなりません。

二児の母：私も以前は政治に無関心でした。しかし 3. 11 の東日本大震災と原発事故から変わりました。国は被災者を救ってくれない、切り捨てるものだということを知ったのです。でも「ひどいめに遭ったら国とは何かができる」というのでは遅すぎます。命を奪われてしまいます。国は人権を踏みにじるものです。自民党憲法草案で、そのことをみんなに気づいてほしいと思います。

11. 「憲法は国家権力を縛る規範」とは

同会：国や資本と個人の生き方は対立する、国や資本に役立つ人間と役立つでない人間の話がありました。ここで改めて「憲法は国家権力を縛る規範」ということについてお聞きしたいと思います。

社会科教員：日本は議会制民主主義で、国民が選挙で議員を選び、内閣を構成して総理大臣を選出します。だから議員は国民を代表していると形式的にはなっていますが、選挙には莫大な資金と組織が必要なので、実際にはお金を持った大資本や巨大宗教団体に応援された党と人物や議員二世らが議員になっているというのが現状です。

会社員：たとえば僕が選挙に出たいと思ってもそう簡単ではない。

憲法学者：労働者や若者が自分達の代表を議会に送り込むのは、政府や資本に対抗する労働組合などを組織するかそのバックアップ受けない限りほぼ不可能といえます。それでも大量に立候補することはできません。だから、被選挙権はあって無きに等しいのです。

社会科教員：したがって、国家の利害＝実は大資本・政府与党・官僚等の利害と労働者や若者との利害が対立したり、国＝政府と住民の利害を代表した地方自治体とは、むしろ対立する方が多いのです。

二児の母：たしかに。住民は自然や田畑を守りたいと思っても、国土交通省が山を拓いて高速道路を造りたいというような場合。国民の教育や医療にもっと予算をかけて欲しいと思っても、国は軍備を増強したいと思っている場合。地方自治体が米軍基地はいらないと考えているのに、政府が押しつけてくる場合。

憲法学者：これは仮定の話ではなく現に起こっていることです。憲法はこのような対立について、国民の基本的な人権を第一と考え、国家権力がそれを侵して暴走することを抑止する歯止めの役割を担う原理をもっている。

ですから、憲法を守る義務も「天皇、閣僚、議員・・・」（第99条）として国民は入っていません。また、憲法は「大企業」や「独立法人」など国に準じるような権力を持ったものも遵守の対象になるということはもちろんのことです。付け加えて言えば、もともと、憲法に定められた「公共の福祉 (public welfare)」という概念は、国家や大資本の横暴を抑えるという意味で、ワイマール憲法によってはじめて創案されたものなのです。

私たちは国＝政府に対して自信を持って「日本国憲法を守れ」と言えるのです。

12. 「新しい人権」条文化の危険

国会：それでは、権利を規定する「環境権」や「プライバシー権」など「新しい人権」を条文化するというのはいいことではありませんか。

社会科教員：これは自民党が最も宣伝しているところですが、これはウソです。そもそも自民党は「憲法で人権を擁護する」という発想がありませんから、改憲案にも「環境権」や「プライバシー権」という言葉はありません。

自民党改憲草案にあるのは「環境権」ではなく「**環境保全の責務**」です。環境保全への国民の協力義務が条文化されているのです。

二児の母：これは、環境保全のためと称してゴミ焼却場受け入れを強制するとか、放射能に汚染された地域に住民の帰還を強制するような意味をもつと思います。原発を推進して環境を破壊しておきながら「環境権」などということ事体がまったくのまやかしです。

憲法学者：いわゆる「プライバシー権」も、権利ではなく「**個人情報の不当取得の禁止**」条項です。つまり政治家の汚職やスキャンダルに対するメディアの取材・報道規制するのが目的です。彼らに新たな人権を追加しようという発想などともありません。どさくさに紛れて権利の剥奪と義務の追加を目論んでいるのです。

会社員：個人情報の不当取得の禁止というけれど、「マイナンバー制度」で国民一人一人にナンバーが振られ、納税だけでなく様々な個人情報が国家によって把握されてしまう。公人である政治家の「人権」は守られて、僕らは丸裸にされて管理されるなんておかしいです。

憲法学者：そもそも**新しい人権**については、**現在の人権規定の徹底によって包含される**というのが憲法学の定説となっています。例えば、環境権は憲法第 13 条（幸福追求権）、第 25 条（生存権）に基づいて、現在のざる法の「環境基本法」ではなく、原発をも規制・禁止できるような厳しい環境法を制定すれば十分です。最高裁判所は環境権を憲法が保障する基本的人権としては承認していませんが、憲法学では、環境権は通説的位置にあるとあって差し支えありません。（**幸福追求権における「包括的人権」論**）。

13. 家族は助け合わなければならないか

国会：婚姻と男女平等を規定した24条は、改憲勢力にとって最大のターゲットになっています。どう変えたいんでしょう。

憲法学者：現行では「個人の尊厳と両性の本質的平等」を規定する条項であるのが、「家族の助け合いの義務」が付け加わっています。

この条項の改定は、単に男女の平等や結婚の規定どころではない、**国家の福祉政策、社会保障政策の根幹にかかわる重大な問題を含んでいる**のです。「家族は、互いに助け合わなければならない」となっていますが本当は「国は助けなくてよい」といいたいのです。

会社員：つまり、国がやらなければならないこと――教育、医療、介護、保育、年金と老後保障――などをすべて個人と家族の責任にしようとしている。「自助・自立」「自己責任」とかを憲法に規定しようというものです。

最近子どもが40代、50代になって親を介護しながら親の年金で何とか食いつないでいるという人が少なからずいます。ところが親が亡くなったら生活する術が突然なくなる。遺体を隠して年金を「不正受給」していたというニュースが流れます。僕は今30代で働いていますが人ごとと思えない。誰も遺体なんか隠したくない。そんな境遇に追いやった国の問題だ。

二児の母：「親子共倒れ」「老老介護」、さらに悲惨な「介護殺人」や「児童虐待」などさまざまな事件が起きて心を痛めています。でも家族愛や家族の絆が失われたとか言われると違和感があります。私はむしろ「家族だから何とかしなければ」と限界を超えるまでがんばった結果不幸な事件が起きていると思うのです。問題は心の持ちようではありません。お金や時間の余裕があって行政の支援があれば防げた事件がたくさんあると思います。家族のあり方に国が口出しして「自助・自立」を押しつけるのではなく、公的扶助によって家族の負担を減らすことが大事ではないでしょうか。

憲法学者：自民党改憲草案は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」という規定から「のみ」を削除していますが、これは「個人の尊厳」を事実上否定し、「日本の伝統」「家柄」「格式」「親族」などと絡み結婚差別・女性差別を助長させるような改定として極めて問題です。

二児の母：古いしがらみや偏見にとらわれた結婚差別はいまもあります。「介護」も女性にのしかかることが多い。女性や子どもの権利が一切無きに等しかった明治憲法下の家父長制へ逆戻りするかのようです。

14. 「天皇の元首化」はどう問題か？

同会：天皇の元首化はそれほど問題ですか。

憲法学者：昭和天皇の戦争責任をうやむやにして、象徴天皇制が憲法9条との取引で残ったこと自体問題でしたが、天皇の元首化はさらに問題です。

本来、天皇制＝君主制は国民主権と原理的に真っ向から対立するものですが、日本統治の円滑化のため、政治的権限はなく国事行為のみを行う世界に類例を見ない「象徴天皇制」を生み出したのです。

しかし象徴天皇制が政治的行為を禁止されているにも拘わらず、昭和天皇は、米国の沖縄統治を自ら提案し、かつては靖国神社参拝を行い、平成天皇の下でも、国務大臣は臣下の形式に基づく上奏をおこなってきました。

二児の母：今回の「生前退位」問題でも世論調査で賛成80%などとメディアが流すのも違和感がありました。「平成の玉音放送」とされる天皇の「お言葉」は、象徴天皇制を強化・浸透させようとする危険を感じました。天皇は象徴＝政治的実権のないただの飾りですから、意志を持ったり考えたりすることは許されないはずで、ところが私たち国民を超越した特別の存在で、国民の不可侵の領域としての存在するように思います。

憲法学者：国民主権の原理とは相いれないものであることを改めて指摘しなければならないと思います。政府や政治家たちは、自らの見解を押し通し国民を黙らせるためには天皇の権威を持ち出すことが最も有利なのです。天皇をもち出せば、メディアが萎縮し、極右勢力は天皇の権威を借りて自らの宣伝をし、天皇制批判をしばしば暴力的に押しつぶします。

社会科教員：天皇が元首になったら政治の前面に出ることになります。国旗・国歌尊重の義務化も含まれます。「日の丸君が代」は天皇制軍国主義による侵略戦争の象徴です。日の丸を掲げて中国や南方に出征して行きました。現在は、国旗・国歌の尊重は、教育の分野で教員と子どもたちの基本的人権を抑圧し、教育委員会の絶対的支配下に置く手段となっています。教員には起立斉唱が強制され、不起立の教員は過酷な処分が科せられます。

会社員：気にしすぎかもしれませんが、オリンピックでテレビカメラが表彰台の日本選手の口元を写し、君が代を歌っているのが異様でした。国旗・国歌の尊重が憲法事項になると、例えば、国民祝日に国旗を掲げない者やスポーツ大会で国歌を斉唱しない者は非国民としてつるし上げられるのは明白です。教育は国家のための、天皇のための教育になります。

15. 攻められたら防衛しなければならぬので国防軍は必要?

国会：9条について多くの人が「改憲は必要ない」と考えている一方、「攻められたらどうするのか」と不安があるのも事実です。

二児の母：私はとにかく戦争に反対です。攻められたらどうすると言われても、**9条は軍隊も戦争も放棄**しているのですから、武力と戦争以外で解決するんです。息子に絶対に武器は持たせたくありません。**武器は持たない、戦争はしない、人殺しはしない・・・これが9条**です。

憲法学者：自民党が戦争法をつくってなお憲法9条を変えたいと思っているのは、第9条がある限り、武器使用についてもいちいち屁理屈を付けなければならないし、おおっぴらには長距離ミサイルや空母も作れない。あるいは現状ではやはり戦争をするために必要な法体系がなく、たとえば海外で自衛隊員が人を殺したときに裁く軍法会議＝裁判所とか、捕虜の扱いなどが規定されていないからです。つまり、9条を変えて正真正銘の戦争をしたいと考えているからでしょう。

国会：「もし攻められたら」というのに対しては？

社会科教員：中国も朝鮮民主主義人民共和国も米国から攻められること、日本がそれに協力することを一番恐れているのです。日中・日朝関係だけに限定すれば、日本がこれらの国と戦争をしなければならない、深刻な対立点は一切ないのです。戦争は、ある日突然やってくるものではなく「戦争は政治の継続」なのですから、日中・日朝関係で対立があれば、すべて外交交渉によって解決しうる問題なのです。**戦争挑発しているのは日米のほうではないでしょうか。**中国の反対を無視して尖閣を国有化したのも日本政府です。南西諸島や南シナ海の領有権は米国や日本とは関係ありません。当事者間で領土紛争を解決することが基本です。

中国は経済外交を第一に考えていて、日本を攻めたり侵攻することに利益がないのは明白です。それでも「もし中国が攻めてきたらどうしたらいいのか」というのであれば、どう攻めてくるかを軍事的に具体的に検討する必要があります。でもそのような攻撃は不可能なのです。日本政府は中国による日本侵攻計画を発表していますか。中国は強襲揚陸艦で人民解放軍を上陸させ、都市を制圧しますか。東京、大阪、北九州、名古屋、札幌のどこから制圧しますか。たとえば東京を制圧するのに何人の兵士が必要ですか。一億三千人の国を漠然と攻めることはできません。

16. 憲法9条を変えて「自衛隊」を規定すべきか

国会：これまで「護憲」と称されてきた人たちからも「左折の改憲」というものが出てきています。つまり、政権の暴走をとめるためにも、9条第2項を変え国防に特化した「自衛隊」を憲法で明記して政府を規制すべきという考えです。

憲法学者：まず、これまであらゆる侵略戦争が「自衛のため」と称して行われてきたことをおさえる必要があります。

従来の政府の見解は「軍隊は認められていないが、自衛権は認められており、自衛のための必要最小限の実力組織が自衛隊だから合憲」という見解です。でもその自衛隊で、米ソ冷戦時代は対ソ対決の最前線にあり、現在は対中挑発の最前線、そしてPKOやイラク、アフガンで米軍の侵略戦争に加担しました。戦争法成立でさらに危険な存在になろうとしています。

社会科教員：私が教員になった80年代初めは、学校教育の現場では、「自衛隊は軍隊であり違憲である」という考えがまだ根強くありました。自衛隊を認めるという発想には、日本の軍隊が侵略と植民地支配でアジア諸国に耐え難い被害を与え、今も恐怖を与えているという反省と自覚がないと思います。9条はアジア諸国への非武装・非戦の誓いです。9条を変え自衛隊を合憲化するというはこの誓いを破棄するに等しい。私は今も自衛隊は違憲と考えています。「災害救助のために必要」というのなら、一切の武器を廃棄しレスキュー隊に衣替えすべきなのです。

話はそれですが、最近自衛隊勧誘が学校現場に入り込み、「体験学習」などもやられています。私も残念ながら自衛隊に入隊した教え子もいます。でも戦争法ができて意味が違ってきました。実際に海外で戦闘に巻き込まれて相手を殺したり、本人が戦死したりする可能性が出てきたのです。

私が生まれたのは戦争が終わってわずか10数年後でしたから戦争で手足を失った人や精神を病んだ人などが近所にいました。そのころ教職員は、戦争に協力した反省から「教え子を再び戦場に送るな、若者よ銃をとるな」をスローガンに二度と戦争を許さないという教育を決意をしたのです。

二児の母：「子どもを戦争に行かせたくない」と言ったら「平和ボケ」とか「自己チュー」みたいに言う人がいます。でも「平和ボケ」って、71年間戦争がないことに慣れてきてずっとこのままでいたいってこと。私は「平和ボケ」で結構、「戦争中毒」よりよっぽどましだと言いたいです。

17. 沖縄米軍基地は日本を守るためにあるのか

同会：日米安保や米軍基地がなければ日本をどうして守るのかという論もあります。

二児の母：沖縄で5月に元米兵が逮捕された沖縄女性暴行殺害事件は息が止まるほどショックを受けました。私の娘は高校2年生です。被害者は私の娘だったかもしれない。沖縄では事件・事故と日常的に隣り合わせです。本土復帰後だけでも600件近くの米軍関係者による凶悪犯罪が起こっていると新聞に出ていました。米軍基地がなければ犠牲にならなかった人たちです。私たちも無関心ではられません。米軍が抑止力なんて、日本政府や「本土」が沖縄に基地を置くための口実だと思います。

社会科教員：米の戦争に加担するために海外派兵し戦争をする、中国と対決するために米と一緒に戦争挑発する、これが今起こっていることです。米の戦争とは、イラクとアフガニスタンを見ればわかります。国をメチャメチャにし、一般市民を大量に殺してしまいました。それが「テロ」となって本国へ跳ね返っているのです。イラク・アフガン戦争を支援した日本も無縁ではありません。



米軍は日本を守るためではなく、沖縄を出撃基地として世界へ飛び立つために日本に駐留しています。そして快適な演習場なんです。そもそも海兵隊は戦争の切り込み隊ですから防衛には向いていません。

二児の母：米軍基地の建設のために、「本土」から機動隊が500人、800人と動員し、わずか150人の住民の村を襲撃する――こっちの方がよりリアルな戦争ではないでしょうか。

18. 「緊急事態条項」は必要か

国会：「緊急事態条項」については、自民党だけでなく野党も含め多くの議員が賛成しています。

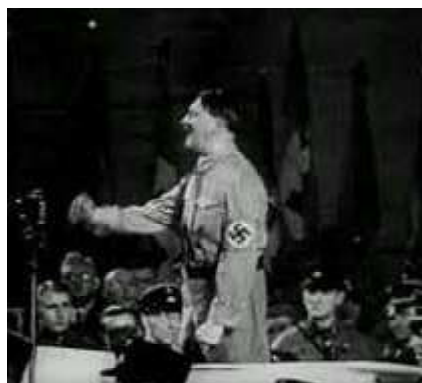
憲法学者：「改憲草案」で画かれている緊急事態条項は、大規模災害や「有事」において、首相が議会にもかけずに法律をつくったり、予算を支出したり、条約まで締結ができるというものです。この時憲法さえ無視することができます。地方自治体は国に従わなければなりません。期間は 60 日ですが、首相の判断でいくらでも延長することができます。つまり首相が独裁的権限をもって憲法を停止して何でもできるということです。

二児の母：これについて私は強い怒りを持っています。震災を理由に権利を侵害するなどのもつての他です。安倍首相は今目の前にいる被災者・避難者の救済と生活立て直しに全力を注ぐべきです。それを放置しておいて何が「緊急事態」ですか。

東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島 3 県に対して行ったアンケートが新聞に出ていました。その結果によるとほぼすべての自治体が、国民の権利を停止したりする必要はないと応えています。政府の強権を危惧しているのです。深刻な被害を受けた自治体はむしろ、人命救助のための事前準備や長期避難のための支援が必要と答えています。原発事故時に避難の制限や屋内待避の強制などがされる危険を物語っています。

社会科教員：自然災害はまさに口実です。

1933 年 3 月に成立したナチスドイツ下の全権委任法は、立法権を政府が掌握し、ナチス政府が制定した法律は憲法に反しても有効とする法律でした。これによって市民の権利の一切が封殺され、ナチスを批判する言論の圧殺、共産主義者や社会主義者の弾圧と虐殺、ユダヤ人の虐殺へと進むことになりました。全権委任法は時限立法でしたが、結果的に 33 年から 45 年の 5 月まで実に 11 年間も続きました。ワイマール憲法が保障していた国民の諸権利を「永久停止」させて独裁政権を樹立しました。危機感を煽ることで国民の支持を取り付け「緊急事態」を発動すれば、あとはそれを 100 日ごとに延長し、恒常化させればいいのです。その危険は十分にあり得ます。



19. 戒厳令になるとどんなことが起こるか

憲法学者：ナチスの例は決して極端ではありません。緊急事態条項のほんとの狙いは、「戒厳令」の施行にあります。戒厳令とは、一時的に憲法・法律の施行を停止し、戒厳指令官にすべての権限を与える法律です。夜間外出禁止とか集会やデモの禁止、検閲などあらゆることが起こります。日本では、代表的な戒厳令として、日比谷焼き討ち事件、関東大震災、2.26事件に施行された「戒厳令」などがあります。関東大震災では、朝鮮人数千人が軍隊や警察、流言飛語に煽られた民衆によって殺されました。

社会科教員：それだけではありません。中国人活動家・王希天ら数百人が不法に虐殺され、河合義虎、平澤計七ら革命家 10 人が亀戸警察所内で軍隊によって斬首され、甘粕正彦憲兵大尉は大杉栄と伊藤野枝および甥の 7 歳を絞殺し遺体を古井戸に投げ込みました。これら事件で甘粕が軽罪に問われたほかは、軍隊・警察関係者は一切、罪に問われませんでした。つまり、戒厳令下では、日頃から官憲に狙われていた社会主義者や反政府主義者が、どさくさに紛れて逮捕されたり、虐殺される、ということです。

会社員：それじゃあ、ユダヤ人や共産主義者を虐殺したナチスと同じことが日本でもおこったということですね。

社会科教員：しかも決して過去のことではありません。先ほどから問題になっている沖縄県・高江の住民の抵抗闘争への弾圧ですが、現地の新聞は政府の対応を「まるで戒厳令だ」と批判しています。警察や防衛省が違法行為を繰り返し替えて車の撤去やフェンスの設置をしたり、殴る蹴るの暴行を加えて住民を排除したり。沖縄に部分的に戒厳令が敷かれ、権利が停止、警察・機動隊がやりたい放題をしているという状況です。緊急事態条項は今の沖縄・高江の状況を日本全体で実施するものなのです。

会社員：安倍政権は現憲法下で米軍のためにこんな違法行為をするのですから、憲法を変えたら何をするかわかりません。

二児の母：「沖縄差別」という言葉がありますが、「本土」の私たちに沖縄を見下すような風潮があるのは否定できません。朝鮮人や中国人を恐ろしく侮蔑するような内容がネットで飛び交っています。ヘイトスピーチも深刻です。そういう土壌が権力や警察・軍の暴走を許してしまったという側面はあると思います。日頃から差別したり異質な者を排除したりする風潮をうけつけないことがとても大切だと思います。

20. 「護憲」運動は保守か、改憲は「改革」か

同会：「護憲」とは、象徴天皇制も含めて憲法の全条項を守るという意味ですか。というのも「護憲」というと守旧派・保守派のように思われ、「改憲」の方が進歩的と捉えられがちです。

憲法学者：私は、憲法の「平和的民主的諸条項」を守ると主張しています。日本国憲法は独特の成立過程から、近代憲法としていくつもの矛盾をかかえています。■国民主権を謳いながら、封建制の遺物である象徴天皇制が入っています。■私有財産を認めていますが、「公共の福祉」（基本的人権の尊重）に反してはならないとされています。つまり人権を侵害するような私的資本は違憲なのです。■9条で武力と戦争を放棄していますが、日米安保下で再武装が進められ自衛隊が作られました。そのため内閣法制局は苦し紛れに自衛隊合憲の憲法解釈をしてきましたが、これは憲法解釈と憲法との矛盾です。私は、象徴天皇制や、資本の暴走に道を開く「私有財産」の無制限な承認、解釈改憲としての自衛隊容認などは支持できません。

ですから日本国憲法の近代憲法としての先進的な条項、すなわち国民主権、基本的人権の尊重、9条と戦争放棄にかかわる諸条項を支持し、それを徹底して守り従うよう要求したいと思います。

社会科教員：改憲が反動であることは4ですでに言いました。「護憲」＝保守ではないかという点ですが、5、6や8で述べたように、先進的な憲法にまだ日本社会が追いついておらず、逆に権利が剥奪されていく過程が進んでいます。グローバルな資本主義が進み、世界で底辺への競争、飢餓と貧困への競争が起こっていて、日本社会も飲み込まれていっているのです。

二児の母：私は憲法前文「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という言葉が好きです。改憲草案はその言葉を完全に削除しています。凶暴なグローバル資本主義の弱肉強食の世界を賛美したいのでしょうか。

会社員：日本国憲法がある今でも、権利が次々と切り縮められていっている状況なのに、権利を制限する改憲が通ってしまったら、僕たちの未来はない。改憲は改革ではなく戦前の日本に逆戻りです。憲法を守らせて、権利を保障させることこそが前進だと思います。

(補) 改憲を目指す人たち

同会：改憲を目指しているのは、どういう人たちですか。

社会科教員：決して一般の人たちではありません。「日本会議」という右翼団体で、安倍首相ら、多くの国会議員もこの団体に所属しています。

日本会議のホームページを見てみると、「日本会議とは、美しい日本の再建と誇りある国づくりのために、」「政策提言」と「国民運動を推進する民間団体」であり、「全国に草の根ネットワークをもつ国民運動団体」。これまで「元号法制化の実現」、「奉祝運動」、「教育の正常化や歴史教科書の編纂事業」、「終戦 50 年の戦没者追悼行事」、「自衛隊 PKO 活動への支援」、「新憲法の提唱」などの「国民運動を全国において展開」してきた。「国民運動に呼応して、国会においては超党派による『日本会議国会議員懇談会』が設立してきた」とあります。

「日本会議」は、1930 年に設立された宗教法人「成長の家」を源流とし、「成長の家」が政治運動から手を引いたのちは、その分派が「国民会議」の前身団体の「日本を守る国民会議」と「日本を守る会」を創設し、現在「美しい日本の再建と誇りある国づくり」のための運動推進団体として存在しています。(菅野完『日本会議の研究』(2016 年扶桑社)などを参照)

日本会議のいう「新憲法への提唱」は、①現憲法を容認しないことを前提に ②天皇元首化 ③家族条項の追加 ④国防軍創設～集团的自衛権の行使を容認し、自衛隊法の改正など有事法制を整備して、軍備強化で世界平和に貢献する ④「緊急事態条項の創設」を主張しています。

国民会議の「新憲法への提唱」は、まさに自民党の憲法草案とほぼ同じだということに、驚きを隠せません。なぜそんなことが起こるのでしょうか。「国民会議」は、「美しい日本の再建と誇りある国づくり」のために、ここ 40 年間、地方議会の決議や国会請願署名等の草の根国民運動をバックに、(自民党) 政権に積極的に「政策提言」しているからです。そもそも安倍首相は「国民会議」の大きな後押しがあったため政権の座につくことができたとも言われていますし、「国民会議」が安倍氏を首相に担ぎ出したともいわれています。現に第 3 次安倍内閣の 19 閣僚のうち 16 人も「日本会議国会議員懇談会」に所属しています。



つまり安倍政権は特殊な極右団体に牛耳られ、国民の中ではほとんど議論にさえなっていない改憲を強行しようとしている異質な政権なのです。

現行の日本国憲法と自民党改憲草案の比較（抜粋）

- ・憲法は権力を縛るためのものなのに、自民党憲法草案では、憲法が国民を縛るものに180度転換している。
- ・国民主権・平和主義・基本的人権がないがしろにされている。
- ・「公共の福祉」（互いの人権の尊重）がすべて・「公益及び公の秩序」（権力にとっての利益と秩序）に。
- ・国民の義務が増え、権利が制限されている。

現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、<u>国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。</u></p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、<u>良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</u></p>	<p>冒頭が「日本国民」から「日本国」に。</p> <p>「天皇を戴く国家」！</p> <p>「我々の国家」＝「天皇を戴く国家」を国民が継承？</p> <p>全体として時代錯誤の精神で全面的に書きかえ。</p> <p>「平和のうちに生存する権利」を削除。</p>

現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
<p>第1条</p> <p>天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p>	<p>第1条（天皇）</p> <p>天皇は、<u>日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</u></p>	<p>天皇が元首！国民主権は？</p>
<p>新設 </p>	<p>第3条（国旗及び国歌）</p> <p>1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。</p> <p>2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。</p>	<p>国民に国旗国歌の尊重を義務に。</p>
<p>第9条</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動</p>	<p>第9条（平和主義）</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び</p>	<p>1項の文言を変更。</p>

<p>たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、<u>永久にこれを放棄する。</u></p> <p><u>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</u></p>	<p>武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては<u>用いない。</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>自衛権の発動を妨げるものではない。</u></p>	<p>2 項を全文削除し、自衛権を銘記。</p>
<p>新設 </p>	<p>第9条の2（国防軍）</p> <p>1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p>	<p>軍の創設！</p> <p>「戦争法」</p> <p>「国際社会」とは米国の意向。</p> <p>秘密保護法</p> <p>軍人だけでなく公務員も軍法会議にかけられる！</p>
<p>新設 </p>	<p>第9条の3（領土等の保全等）</p> <p>国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>	<p>国民の協力は前提。</p>
<p>第12条</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、<u>常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</u></p>	<p>第12条（国民の責務）</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、<u>自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</u></p>	<p>基本的人権をなし崩しに。「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に。</p>
<p>第13条</p> <p>すべて国民は、<u>個人</u>として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉に反しない限り</u>、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>第13条（人としての尊重等）</p> <p>全て国民は、<u>人</u>として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序に反しない限り</u>、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p>	<p>「個人」が「人」に！国民には個性はいらないということか？</p>
<p>第14条</p> <p>1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>	<p>第14条（法の下での平等）</p> <p>1 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、<u>職業の有無</u>、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>	

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、 <u>いかなる特権も伴はない</u> 。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。	3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。	3 項の「いかなる特権も伴わない」を削除。
第 15 条 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。	第 15 条（公務員の選定及び罷免に関する権利等） 3 公務員の選定を選挙により行う場合は、 <u>日本国籍を有する</u> 成年者による普通選挙の方法による。	外国人参政権を完全に排除。
第 18 条 何人も、 <u>いかなる奴隷的拘束も受けない</u> 。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。	第 18 条（身体の拘束及び苦役からの自由） 1 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、 <u>社会的又は経済的關係において</u> 身体を拘束されない。 2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。	「政治的」はあえて書かない。徴兵制の導入を意図？
第 19 条 思想及び良心の自由は、 <u>これを侵してはならない</u> 。	第 19 条（思想及び良心の自由） 思想及び良心の自由は、 <u>保護する</u> 。	自然権思想を否定。
第 20 条 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。 <u>いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない</u> 。 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。	第 20 条（信教の自由） 1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。 <u>ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</u>	宗教団体が政治上の権力を行使できる。 国・公共団体が宗教活動できる。
第 21 条 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 新設 →	第 21 条（表現の自由） 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。	新設の 2 項により、表現の自由が著しく制限される。
第 24 条 新設 → 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	第 24 条（家族、婚姻等に関する基本原則） 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	家族の相互扶養を義務に。「のみ」「配偶者の選択」の削除で、結婚での当事者の意志を軽視。全体として家父長制家族をめぐす。
第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、 <u>絶対にこれを禁ずる</u> 。	第 36 条（拷問及び残虐な刑罰の禁止） 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。	「絶対に」を削除！
第 66 条	第 66 条（内閣の構成及び国会に対する責任）	

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、 <u>文民</u> でなければならない。	2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、 <u>現役の重人</u> であって はならない。	文民でなく てもいい？
新設 →	第 98 条（緊急事態の宣言） 1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内 乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害そ 他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認め るときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事 態の宣言を発することができる。 2 3 4 省略	安倍首相は この条項を 特に入れた がっている。
新設 →	第 99 条（緊急事態の宣言の効果） 1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところに より、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することが できるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、 地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところ により、事後に国会の承認を得なければならない。 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定め るところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体 及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他 公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、 第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権 に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。 4 省略	内閣総理大 臣が強大な 権限を持 ち、基本的 人権をも制 限できる

現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
第 96 条 1 この憲法の改正は、各議院の総議員の <u>三分の二以上の賛成</u> で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、 <u>国民の名</u> で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。	第 100 条 1 この憲法の改正は、 <u>衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成</u> で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において <u>有効投票の過半数の賛成</u> を必要とする。 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。	「3 分の 2 以上」を「過半数」に緩和。変更が容易に。 「国民の名で」を削除して天皇が公布。
第 97 条 <u>この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</u>	← 全文削除！ <u>基本的人権は歴史的に権力者との闘いの中で人類が勝ち取ってきたのだ</u> ということを97条は表明している。(英語版では、この「努力」という言葉は「struggle(闘い)」という言葉で示されている。)こうした見地は自民党にとって最も憎むべきものようだ。	人権の歴史も未来も踏みこじ
第 99 条 新設 → 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。	第 102 条（憲法尊重擁護義務） <u>1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。</u> 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。	国民に憲法尊重義務！ 天皇・摂政の憲法擁護義務を削除。